

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 亀岡市税条例等の一部改正 (税務課) 6
- 亀岡市個人情報保護条例の一部改正 (総務課) 16
- 亀岡市子ども医療費助成条例の一部改正 (子育て支援課) 17
- 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (子育て支援課) 18
- 亀岡市手数料徴収条例の一部改正 (農林振興課) 18

### —— 規 則 ——

- 亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の一部改正 (都市計画課) 19
- 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正 (子育て支援課) 21
- 亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正 (子育て支援課) 22

### —— 告 示 ——

- 平成27年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率 (保険医療課) 24
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 24

- 亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱及び亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部改正 (ものづくり産業課) 25
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 26
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 26
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 27
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 27
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 27
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 28
- 公示送達 (税務課) 29
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 30
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 30
- 特定工場等において発生する騒音について規制する地域における騒音の規制基準の一部改正 (環境政策課) 30
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の一部改正 (環境政策課) 31
- 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び当該指定地域における特定工場において発生する振動の規制基準の一部改正 (環境政策課) 31

○振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の一部改正 (環境政策課) 31	<b>選挙管理委員会欄</b>
○京都府環境を守り育てる条例の規定に基づき、読み替えて適用される第33条第1項の規定に基づく騒音に係る規制基準の一部改正 (環境政策課) 31	——— 告 示 ———
○京都府環境を守り育てる条例の規定に基づき、読み替えて適用される第33条第1項の規定に基づく振動に係る規制基準の一部改正 (環境政策課) 32	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 38
○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 32	○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 38
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 33	○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 38
○南丹都市計画生産緑地地区の変更による図書の縦覧 (都市計画課) 33	——— 公 告 ———
○亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正 (教育総務課) 34	○亀岡市長選挙に係る立候補予定者説明会の開催 39
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 35	<b>農業委員会欄</b>
——— 公 告 ———	——— 公 告 ———
○南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画(変更)の縦覧 (都市整備課) 35	○第59回亀岡市農業委員会総会の開催 39
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 36	
——— 任免及び辞令 ———	
<b>議会事務局欄</b>	
——— 規 則 ———	
○亀岡市議会会議規則の一部改正 37	
<b>教育委員会欄</b>	
——— 任免及び辞令 ———	

## 公布された条例のあらまし

### 亀岡市税条例等の一部を改正する条例要綱

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正することとした。

(1) 個人市民税

住宅ローン減税措置の対象期間の延長を行うこととした。

(2) 固定資産税

固定資産税の家屋の地域決定型地方税制措置を次表のとおり設けることとした。

対象資産	対象取得年度	参酌特例率 (導入幅)	市導入特例率
サービス付き 高齢者向け住宅	平成27年度 ～平成28年度	3分の2 (2分の1～6分の5)	3分の2

(3) 軽自動車税

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽自動車（新車に限る。）で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度に限り軽自動車税のグリーン化特例（軽課税）を次表のとおり定めることとした。

ア 電気自動車及び天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの）について、税率を概ね100分の75軽減することとした。

車種区分			軽減税率（円）	
			改正前	改正後
三輪			3,900	1,000
四輪 以上	乗用	営業用	6,900	1,800
		自家用	10,800	2,700
	貨物用	営業用	3,800	1,000
		自家用	5,000	1,300

イ 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化化合物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値より20%以上燃費の良いもの（ガソリン車に限る。）について、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの（ガソリン車に限る。）について、税率を概ね100分の50軽減することとした。

車種区分			軽減税率 (円)	
			改正前	改正後
三輪			3,900	2,000
四輪 以上	乗用	営業用	6,900	3,500
		自家用	10,800	5,400
	貨物用	営業用	3,800	1,900
		自家用	5,000	2,500

ウ 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化化合物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値を満たすもの（ガソリン車に限り、イの軽自動車を除く。）について、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（ガソリン車に限り、イの軽自動車を除く。）について、税率を概ね100分の25軽減することとした。

車種区分			軽減税率 (円)	
			改正前	改正後
三輪			3,900	3,000
四輪 以上	乗用	営業用	6,900	5,200
		自家用	10,800	8,100
	貨物用	営業用	3,800	2,900
		自家用	5,000	3,800

(4) 市たばこ税の旧3級品紙巻たばこの特例を平成28年度から平成31年度までに段階的に廃止することとした。

旧3級品紙 巻たばこに 係る税率	現行 (円)	改正後 (円)			
		平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日
	2,495	2,925	3,355	4,000	5,262

※税率は1,000本あたり

(5) その他所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)の改正は平成28年1月1日から、1の(3)及び1の(4)の改正は平成28年4月1日から施行することとした。

亀岡市個人情報保護条例の一部を  
改正する条例要綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の利用及び提供等に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成27年10月1日から施行することとした。

亀岡市子ども医療費助成条例の一  
部を改正する条例要綱

- 1 こども医療費助成制度について、保護者の保険医療機関等における窓口での負担を軽減するとともに、医療費助成の利便性の向上を図るため、1箇月1医療機関で3千円を超えた場合、小学生又は中学生の通院に係る医療費助成の給付の方法を償還払いから現物給付に変更することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成27年9月1日から施行し、施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例によることとした。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及  
び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例要綱

- 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等に係る保育士の数の算定について、当該事業所等に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても1人に限り保育士とみなすことができることとする事とした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改  
正する条例要綱

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第22号

亀岡市税条例等の一部を改正する  
条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「当該各号の」を「当該各号に」に改め、同条第3号中「市が」を「、市が」に、「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））」に改め、同条第4号中「市が」を「、市が」に改め、「氏名」の次に「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」を加える。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第32条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第35条の3第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第35条の4の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第59条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第59条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第68条第2項第1号中「氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第84条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

ては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第84条の2第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第115条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第123条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番

号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条を附則第15条の2とし、同条の次に次の1項を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

#### 第16条の2 削除

（亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中亀岡市税条例附則第16条を第15条の2とし、同条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による



車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第77条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀岡市税条例第32条第2項及び第35条の4の3第4項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年1月1日
- (2) 第1条中亀岡市税条例第23条第2項の改正規定及び附則第4条第1項及び附則第16条の2の改正規定並びに次条第4項及び附則第5条の規定 平成28年4月1日
- (3) 第1条中亀岡市税条例第2条第3号及び第4号、第35条の3第8項、第51条第2項各号、第59条の2第1項第1号、第59条の3第1項第1号及び第2項第1号、第68条第2項第1号、第84条第2項第2号、第84条の2第2項第1号、第115条の3第2項第1号並びに第123条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第5項、附則第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

### （市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第32条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第51条第2項第1号の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

4 新条例第23条第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第35条の3第8項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第35条の3第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の亀岡市税条例（以下「旧条例」という。）第35条の3第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第59条の2第1項第1号、第59条の3第1項第1号及び第2項第1号、第68条第2項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第59条の2第1項並びに第59条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第68条第2項並びに附則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例附則第10条の3第1項から第10項まで及び第13条の4第2項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した第59条の2第1項並びに第59条の3

第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第68条第2項並びに附則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例附則第10条の3第1項から第10項まで及び第13条の4第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第84条第2項第2号及び第84条の2第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第84条第2項並びに第84条の2第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第84条第2項並びに第84条の2第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第

2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第89条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 千本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第92条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第92条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第92条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第92条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第92条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第86条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金

を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第92条第4項及び第5項、第94条の2並びに第95条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第92条第1項若しくは第2項	亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第22号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第19条第2号	第92条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第19条第3号	第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第92条第1項若しくは第2項の申告書又は第115条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第92条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第92条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第94条の2	第92条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第95条第2項	第92条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第93条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合

において、当該卸売販売業者等が新条例第92条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第92条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第92条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第94条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第95条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第92条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第94条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第95条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第92条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第92条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第94条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第95条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第115条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第115条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第123条第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第123条の規定による報告について適用し、同日前に行われた旧条例第123条の規定による報告については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第23号

亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第10条の見出し中「目的外利用等」を「保有個人情報の目的外利用等」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第10条の次に次の2条を加える。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、当該保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。



第13条第2項中「認める者」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人その他保有特定個人情報の本人と特別の関係にあると実施機関が認める者又は本人の委任による代理人をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第19条中「ただし書き」を「又は第10条の2」に改め、「本人とする保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「外部提供しているとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加える。

第24条に次の1項を加える。

6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものであつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知するものとする。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月26日

亀岡市長 栗山正隆

#### 亀岡市条例第24号

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

亀岡市子ども医療費助成条例（平成5年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「母子家庭」の次に「及び父子家庭」を加える。

第5条第2項中「（ただし、6歳に達する日以後最初の4月1日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が入院外に係る医療を受ける場合は除く。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第25号

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第26号

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第20号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第3条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 規則

亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

### 亀岡市規則第24号

亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則（平成12年亀岡市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条」の次に「第1項」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 表示部の下地の基調となる色彩は、全ての色相で彩度（日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。以下同じ。）が10以下であること。

第4条第2号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 表示部の下地の基調となる色彩は、全ての色相で彩度が10以下であること。

第4条第3号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 表示部の下地の基調となる色彩は、全ての色相で彩度が10以下であること。

第7条中「別表の」を「亀岡市景観計画と整合するものとして別表に定める」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「証票」を「証明書」に改める。

別表に次のように加える。

13 前各項に定める要件のほか、次の要件を備えるものであること。

- (1) 派手な色彩の使用を避け、シンプルな形状と少ない種類の色彩であること。
- (2) 表示部の下地の基調となる色彩は、彩度が10より高い色彩としないこと。

14 湯の花温泉景観形成地区における許可の基準は、前項に定める要件のほか、次の要件を備えるものであること。

- (1) 建物の過半を広告塔化することを避けること。
- (2) 建築物や地域景観との調和を図ること。
- (3) 地域特性を活かした質の高いデザインとすること。
- (4) 文字や紋様はシンプルなものとし、少ない種類の色彩とすること。
- (5) 激しい動きや派手な色彩の光源、ネオンサインや可動式、点滅式光源を使用しないこと。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「亀岡市長様」を「（宛先）亀岡市長」に、

「

表示位置 (設置)	
--------------	--

」を

「

表示位置 (設置)		景 観 地区名	
--------------	--	------------	--

」に改める。

別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「亀岡市長様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の亀岡市屋外広告物の規制に関する基準を定める規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による許可を受けて表示又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件は、この規則による改正後の亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の規定による許可を受けたものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の規則の規定により許可の申請がなされたものについては、なお従前の例による。
- 4 改正前の規則の規定による許可を受けて表示又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件で、京都府屋外広告物条例（昭和28年京都府条例第30号）第12条の規定による期間の更新の許可の申請がなされたものについては、第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第25号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則（平成27年亀岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「第3条、第7条関係」を「第3条関係」に改め、同表備考に次のように加える。

7 これらの表において、満18歳未満の児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。）が3人以上いる世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する場合の当該3人目以降の児童に係る保育料は、無料とする。

- (1) 1の表のB階層からC2階層までに認定した世帯
- (2) 2の表又は3の表のB階層からC12階層までに認定した世帯

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年度分の保育料から適用する。

「揭示済」

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第26号

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則（平成5年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「以下」を削る。  
別記第2号様式（裏）を次のように改める。

出生の日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が入院に係る医療の給付を受ける場合及び出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある者が入院外に係る医療の給付を受ける場合

注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担金のうち下記の3に示す一部負担金を支払い、受診することができる証ですから大切に保管してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合（3歳に達する日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（以下「3歳以上の者」という。）が入院外の診療を受ける場合を除く。）は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、次の一部負担金を支払ってください。  
 入院 1ヵ月・・・・・・・・・・・・・・・・200円  
 入院外（3歳以上の者以外の者）  
       各月の最初の診療日に・・・・200円
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付をうけてください。
- 7 有効期間を経過したとき又は資格がなくなったときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
- 9 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料など保険の給付外であるものは子ども医療の支給対象とはならないのでご承知ください。

3歳に達する日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が入院外に係る医療の給付を受ける場合

注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担金のうち下記の3に示す一部負担金を支払い、受診することができる証ですから大切に保管してください。
- 2 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が、保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、次の一部負担金を支払ってください。  
入院外 各月の最初の診療日に・・・200円
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付をうけてください。
- 7 有効期間を経過したとき又は資格がなくなったときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
- 9 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料など保険の給付外であるものは子ども医療の支給対象とはならないのでご承知ください。

6歳に達する日以後最初の4月1日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が入院外に係る医療の給付を受ける場合

注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担金のうち下記の3に示す一部負担金を支払い、受診することができる証ですから大切に保管してください。
- 2 6歳に達する日以後最初の4月1日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（以下「小学生又は中学生」という。）が、保険医療機関等において入院外の診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、次の一部負担金を支払ってください。  
入院外 1ヵ月・・・合計3,000円以内  
※複数の保険医療機関等を受診するなど、小学生又は中学生が受けた入院外の診療について保険医療機関等に支払った自己負担金の額が1ヵ月につき3,000円を超えたときは、子ども医療費の一部の支給を市長に申請することができます。
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付をうけてください。
- 7 有効期間を経過したとき又は資格がなくなったときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
- 9 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料など保険の給付外であるものは子ども医療の支給対象とはならないのでご承知ください。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行し、施行の前日に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

「揭示済」

# 告 示

亀岡市告示第129号

平成27年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

平成27年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の8.60
被保険者均等割	26,500円
世帯別平等割	23,500円
世帯別平等割半額	11,750円
世帯別平等割4分の3額	17,630円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.70
被保険者均等割	8,500円
世帯別平等割	7,500円
世帯別平等割半額	3,750円
世帯別平等割4分の3額	5,630円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の3.00
被保険者均等割	10,000円
世帯別平等割	6,000円

「揭示済」

亀岡市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成27年6月8日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成27年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」



## 亀岡市告示第131号

亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱及び亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱及び亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部を改正する告示

(亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱の一部改正)

第1条 亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱(昭和47年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第3条関係)

融資制度の種類	交付対象借入額	交付対象期間	交付率及び限度額
一般資金	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して4月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は48,000円
小規模企業おうえん資金	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して4月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は48,000円
あんしん借換資金	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して6月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は81,000円
開業・経営承継支援資金	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して4月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は48,000円
東日本大震災緊急資金	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して6月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は81,000円
災害対策緊急資金	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して6月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は81,000円
小規模事業者経営改善資金融資	貸付限度額内 (別枠は除く。)	融資を受けた日から起算して4月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は48,000円

(亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部改正)

第2条 亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱(昭和41年亀岡市告示第12号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 一般資金
- (2) 小規模企業おうえん資金
- (3) あんしん借換資金
- (4) 開業・経営承継支援資金
- (5) 東日本大震災緊急資金
- (6) 災害対策緊急資金

第6条各号中「とき」を「とき。」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 改正後の亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱の規定は、平成27年4月1日以降の借入分から適用し、平成27年3月31日以前の借入分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の規定は、平成28年度の申請分から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第132号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

「曾我部町法貴区」

- 1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 法貴 良好

- 2 変更年月日

平成27年4月29日

- 3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第133号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町小口区」

- 1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中村 昌博

- 2 変更年月日

平成27年4月1日

- 3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

「吉川町吉田西区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西田 均

2 変更年月日

平成27年4月18日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第135号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年6月3日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0509-25026

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年8月25日

3 無効になる日

平成27年6月3日

「揭示済」

亀岡市告示第136号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成27年6月11日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成27年6月11日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 15台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第137号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年6月16日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1203-32011

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成27年6月16日

「揭示済」

## 亀岡市告示第138号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年6月18日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類

督促状 平成27年度軽自動車税

## 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第139号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年6月18日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1902-99031

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成27年6月18日

「揭示済」

亀岡市告示第140号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年6月22日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1901-25019

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成27年6月22日

「揭示済」

亀岡市告示第141号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音について規制する地域における騒音の規制基準（平成24年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月23日

亀岡市長 栗山正隆

備考第2項中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

「揭示済」

亀岡市告示第142号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）に基づく区域（平成24年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月23日

亀岡市長 栗山正隆

第2項に次の1号を加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

「揭示済」

亀岡市告示第143号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び当該指定地域における特定工場において発生する振動の規制基準（平成24年亀岡市告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月23日

亀岡市長 栗山正隆

備考第2項中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等

の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

「揭示済」

亀岡市告示第144号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1の付表第1号に規定する区域（平成24年亀岡市告示第49号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月23日

亀岡市長 栗山正隆

第2項に次の1号を加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

「揭示済」

亀岡市告示第145号

京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）附則第9項の規定に基づき、読み替えて適用される第33条第1項の規定に基づく騒音に係る規制基準（平成24年亀岡市告示第52号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月23日

亀岡市長 栗山正隆

備考第3項中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

「揭示済」

亀岡市告示第146号

京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）附則第9項の規定に基づき、読み替えて適用される第33条第1項の規定に基づく振動に係る規制基準（平成24年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月23日

亀岡市長 栗山正隆

備考第3項中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

「揭示済」

亀岡市告示第147号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成27年6月25日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 撤去した理由  
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域  
JR亀岡駅前自転車放置禁止区域  
JR馬堀駅前自転車放置禁止区域  
JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時  
平成27年6月25日（木）  
午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 3台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間  
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
  - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
  - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
  - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置  
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。



※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

---

亀岡市告示第148号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年6月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1003-21008

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成27年6月25日

「揭示済」

---

亀岡市告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を

変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成27年6月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類  
    生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
    亀岡市大井町並河熊田の一部
- 3 縦覧場所  
    亀岡市安町野々神8番地  
    亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第150号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年亀岡市告示第30号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月30日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第1項の表1中

年額176,400円	年額194,400円	を	年額272,000円	年額290,000円
年額80,400円	年額146,400円		年額115,200円	年額211,000円
年額43,200円	年額127,800円		年額62,200円	年額185,000円
—	年額106,200円		—	年額154,000円

に改め、同項の表2中

年額194,400円	を	年額290,000円	に改める。
年額146,400円		年額211,000円	
年額127,800円		年額185,000円	
年額106,200円		年額154,000円	

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第151号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年6月30日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0508-31004

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成27年6月30日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第19号

南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画（変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画（都市計画において定められた事項を除く。）に意見のある利害関係者は、平成27年7月8日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成27年6月10日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 事業の名称

南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業

2 施行者の名称

亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合

3 施行地区の区域

亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

4 縦覧期間

平成27年6月10日から  
平成27年6月24日まで

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第20号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成27年6月12日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成27年6月12日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 任免及び辞令

松本行雄

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱  
します

任期は平成27年8月31日までとします

瀬尾博

亀岡市休日急病診療所医師の委嘱を解きます

平成27年6月1日

議会事務局欄

規則

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月22日

亀岡市議会議長 西口純生

亀岡市議会規則第2号

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「2人」を「1人」に改める。

第17条中「賛成者とともに」を「発議者が」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

教育委員会欄

任免及び辞令

宮越文則  
升野ひとみ  
柳川徹平  
長澤康浩  
山下昇  
松本行雄  
中澤基行  
串崎哲史

(各通)

亀岡市学校規模適正化検討会議委員に委嘱します

平成27年6月4日

西田昭文  
俣野弘和  
伊丹映子  
川畑隆雄  
白敷宗雄  
石村和代  
寺田直人  
白方淳史

(各通)

亀岡市自立支援事業運営協議会委員に委嘱します

任期は平成28年3月31日までとします

平成27年6月15日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第56号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1,478人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第57号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

24,621人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第58号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

12,311人

「揭示済」

# 公 告

亀岡市選挙管理委員会公告第1号

平成27年11月1日執行予定の亀岡市長選挙に係る立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

平成27年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

記

- 1 日 時 平成27年10月3日(土)  
午後1時から
- 2 場 所 亀岡市役所
- 3 対象者 亀岡市長選挙の立候補予定者又はその代理人

「揭示済」

# 農業委員会欄

# 公 告

亀岡市農業委員会公告第1号

第59回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成27年6月1日

亀岡市農業委員会  
会長 田中義雄

記

- 1 日 時 平成27年6月4日(木)  
午後1時30分から
- 2 場 所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所3階 302・303会議室
- 3 議 題 (1)平成26年度亀岡市農業委員会事業報告  
(2)平成27年度亀岡市農業委員会事業計画(案)

「揭示済」